

公益社団法人 直方市シルバー人材センター 令和6年度 事業計画

(事業概要)

我が国の経済は、コロナ禍からの持ち直しが続いていることから、企業などの活動も活発となり、労働者の賃金も少しずつ上昇するなど堅調に推移していますが、石油関連や食料等の世界的な価格高騰により実質賃金は減少したままとなっています。

このような中、国はシルバー人材センターに対し、デジタル化による業務の効率化やインボイス制度による支出増に対応するための経営基盤強化を求めています。この対応については、デジタル化の推進として、会員のスマートフォン保有率も上昇していることから、会員の誰もが使えるよう、スマートフォンアプリSmile to Smileの更なる普及を目指してまいります。もう一方の経営基盤強化については、今年度、インボイス制度による支払配分金の消費税納付額は約200万円が見込まれていることから、会員増強、事業の増大による事務費収入の確保や経費節減による支出の抑制を行いながら対処してまいります。

今年度は「特定事業者に係る取引の適正化等に関する法律」いわゆるフリーランス新法が今秋に施行予定ですが、会員もフリーランスという位置づけであることから対応を行う必要があります。新法施行と同時に対処しなければならない会員への就業条件明示については事前に説明や周知を行う予定です。また、開始時期は定まっていますが新法に準拠するため契約方法の見直しが行われる予定となっています。これに対応するためには多くの人手と時間がかかることが予測され、会員や発注者への周知を含め、万全な対応で行っていく必要があることから情報収集等を行ってまいります。

令和7年度末に予定しています事務局の移転については、会員作業室の確保が課題となりますが、直方市と連携を取りながら準備を進めてまいります。

最重要項目の安全適正就業は、令和元年から6年弱の間事故ゼロを継続していましたが、3月に入って傷害事故が発生しました。安全対策は発生した事故の要因、分析を行い、それを教訓として類似事故の発生を防ぐことが重要です。今後も啓発活動を継続すると共に安全・適正就業対策推進委員会で策定される基本計画を基に、事故ゼロを目指してまいります。

会員の増強については、全国的に会員の減少が続く中、様々な入会促進や退会抑制を行った結果、少しずつ成果が出てきています。このことから引き続き、この活動に力を入れてまいります。

普及啓発活動は全世帯へのチラシ等の配布をはじめ、ホームページの充実やイベントを通じて行ってまいります。また、ボランティア活動を通じて地域貢献や市民へのPRを行ってまいります。

研修・講習事業は8種の講習会、研修会を開催予定です。参加者には直方市の元気ポイントが付与されますので積極的な参加をお願いいたします。

受託事業及び当センターの特色でもあります独自事業、派遣事業についても様々な手段で地域に貢献できるよう、会員、役員、事務局が一体となって取り組み、基本方針及び実施計画に基づき事業を実施いたします。

(基本方針)

センターが行う事業は、高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動を推進することにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。この目的を達成するため、定款及び規程等に沿った適正な法人運営に努めながら次の事業を実施いたします。

一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援（公益目的事業）

就業開拓提供等事業

(1) 受託事業

公益社団法人として法令遵守の徹底を行いながら事業の拡大に努める。高齢者就業促進員を配置し、一般家庭などへの訪問を行い会員を増大させると共に受注の拡大を行う。

(2) 独自事業

高齢者の就業機会を広げるため、独自の創意と工夫により、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務を創出する事業を実施し、高齢者の生きがいの充実と地域の活性化を図る。

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業（公益目的事業）

1 職業紹介事業

連合会の職業紹介の事務所として、センター事務所内に連合会直方市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」に係る仕事の求人を受付け、就職を希望する高齢者に対して必要な情報提供・相談・助言等を行い、有料の職業紹介事業を実施する。

2 労働者派遣事業

連合会の労働者派遣事業の事務所として、センター事務所内に連合会直方市実施事務所を置き「臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務」の就業の範囲において、派遣労働を希望する高齢者を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、労働者派遣事業を実施する。

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言等（公益目的事業）

1 普及啓発事業

広報活動及び社会参加活動を通じ、直方市民にシルバー事業を広めるため各種の啓発活動を行う。

2 安全・適正就業推進事業

安全はシルバー事業にとって最重要課題であり「安全はすべてに優先する」を合い言葉に会員の更なる安全意識を向上させ事故ゼロを目指す一方、各種感染症の基本的な感染防止対策は引き続き行う。また、適正就業については契約内容と照らし合わせ就業現場の実態を把握し法令違反とならないよう適正な就業を行う。

3 相談事業

高齢者の就業及びその他の社会参加活動を推進するため、随時、就業相談等に対応する。また、入会を希望する高齢者を対象とした説明会を実施する。

4 研修・講習事業

安全意識の向上や就業に必要なスキルをアップするために各種の講習会を開催する。

(実施計画)

- 一 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業、社会参加のための支援

就業開拓提供等事業

(1) 受託事業

高齢者にふさわしい、適正な受託及び就業を行うと共に、「自主・自立・共働・共助」の基本理念の下、会員自らセンター事業に参画し、自発的に就業開拓を行える環境を整える。また、職群班を活用し、就業率の向上とローテーション就業を実施することで不公平感の是正を行い、地域に貢献できる存在感のあるセンターを目指し事業の拡大を行う。

令和6年度見込み

就業実人員	就業延人員	契約金額
205人	21,500人	131,500千円

(2) 独自事業

高齢者の知識・経験・能力を生かし、地域社会へ多種多様なサービスを提供するため独自の創意と工夫により次の事業を企画し、実施する。

- ①「おふくろ」で行っているお弁当やお惣菜の製造販売事業
- ②石焼いも販売事業（10月から3月）明治町商店街での販売
- ③農作物の生産、販路確保、販売及び黒にんにく、ドライフルーツの製造販売
- ④直方市役所地下売店の運営

令和6年度見込み

就業実人員	就業延人員	契約金額
22人	3,000人	36,000千円

二 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供事業
(公益目的事業)

1 職業紹介事業

雇用を希望する高齢者に臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において就職を斡旋する。また、求人・求職の取扱いについては、職業安定機関と連携し、雇用情報等の収集、情報交換を行う。

2 労働者派遣事業

地域社会における就業ニーズと高齢者が求める就業形態の多様化に応えるため臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務の範囲において労働者派遣事業を推進し高齢者の就業機会を拡充・提供する。

労働者派遣事業に係る業務については、連合会と派遣労働契約及び雇用契約について随時事業相談を行い、幅広い就業分野の開拓に努め、取り組むものとする。

① 直方市事務所 令和6年度見込み

就業実人員	就業延人員	契約金額
60人	7,900人	53,000千円

② 主な就業分野

- ・ サービス業(電話受付)
- ・ スーパー(商品搬入)
- ・ 直方市教育委員会(学校用務員)
- ・ 文化施設財団(施設管理)
- ・ 製造業(営繕)
- ・ 製造業(製品梱包)
- ・ 学童保育所(支援員)

三 高齢者の就業機会の確保や社会参加活動を発展・拡充するための普及啓発、情報提供、研修・講習、相談・助言等

1 普及啓発事業

(1) 広報活動

- ① 入会促進及び事業増大のためのチラシを作成し、市報のおがたと同時に市内全世帯に配布を行う。
- ② 各種イベントには独自事業に携わる会員が連携し、食品等の製造販売を通じて積極的に参加し、センターの広報活動を行う。
- ③ 各作業分野毎にPR用ポケットティッシュを作成、配布し啓発を行う。
- ④ センター紹介の総合冊子「お役に立ちます」を市報のおがたと同時に市内全世帯に配布を行う。
- ⑤ 10月の普及啓発促進月間に合わせ、のぼり旗やポスターを掲示し啓発を行う。
また、会員作品展を開催し啓発を行う。
- ⑥ 広報紙「シルバーだより」を年4回発行し、会員及び市民に周知を行う。

(2) 社会参加活動

- ① 直方駅周辺の環境美化対策として清掃等のボランティア活動を行う。
- ② のおがたチューリップフェア関連の球根植えや除草のボランティア活動を行う。
- ③ 事務局周辺の環境美化対策として清掃等のボランティア活動を行う。

2 安全・適正就業推進事業

(1) 安全就業対策

- ① 安全・適正就業対策基本計画を策定し実施計画に基づき事故の防止を図る。
- ② 市が行う検診等の受診を奨励し健康管理講習会を開催する。
- ③ 安全対策には、完璧はなく「安全は、すべてに優先する」を合い言葉に会員一人ひとりが意識改革を徹底し、安全就業を推進する。
- ④ 安全表彰及び懲罰に関する要綱に基づき安全表彰を行う。
- ⑤ 作業用ヘルメット、安全带等の安全具、防護具の着用励行を徹底する。
- ⑥ 安全・適正就業対策推進委員による安全パトロール及び就業現場での安全指導を行う。
- ⑦ 4月から12月の第一月曜日に安全朝礼を行う。
- ⑧ 就業途上や就業中の交通事故を防止するため、交通安全講習会を開催する。
また、自転車就業会員にヘルメットを貸与し着用の義務づけを行う。
- ⑨ 公用車を運転する際、運転前、運転後にアルコールチェックを行う。

- ⑩ 7月の安全就業強化月間に合わせ安全・適正就業対策講習会を開催し、事務局前にのぼり旗や看板を設置し啓発を行う。
- ⑪ 作業別安全・適正基準の周知徹底を図る。
- ⑫ 各就業現場ごとにKY（危険予知）ミーティングを行い安全意識の徹底を図る。

(2) 適正就業の徹底

- ① 安全・適正就業対策基本計画の実施計画に基づき適正就業に努める。
- ② 契約点検表を作成し、不適正な契約を未然に防ぐ。

3 相談事業

(1) 就業相談の実施

会員及び地域の高齢者を対象に来訪及び電話等により就業相談を行う。

(2) 入会説明会の実施

- ① 入会を希望する高齢者を対象に、随時入会説明を行う。
- ② 女性限定の入会説明会を開催する。
- ③ 入会要領等を広報誌やホームページで周知・公開する。

4 研修・講習事業

会員の技能及び安全意識の向上を目的に下記の講習を行う。

植木の手入れ講習会は市民も対象に広く周知を行う。

(1) 安全・適正就業対策講習会	対象人数	300人程度	開催予定時期	6月
(2) パソコン講習会	対象人数	20人程度	開催予定時期	11月
(3) スマートフォン講習会	対象人数	20人程度	開催予定時期	11月
(4) 健康管理講習会	対象人数	50人程度	開催予定時期	2月
(5) 交通安全講習会	対象人数	50人程度	開催予定時期	2月
(6) 家事援助サービス会員研修会	対象人数	30人程度	開催予定時期	2月
(7) 子育て支援会員研修会	対象人数	15人程度	開催予定時期	2月
(8) 植木の手入れ講習会	対象人数	30人程度	開催予定時期	3月

上記の実施については郵送やホームページ、デジタル通信機器等で開催日時、場所等を周知・公開する。